

農村整備事業の展開と効率的実施について

平成 1 5 年 8 月 7 日

農林水産省農村振興局

目 次

1	農村振興の概念と農村整備事業の役割	1
2	農村整備事業の理念の変遷と実績	2
3	農村整備事業の施策の展開方向	
	（１）農業構造の改革に伴う農村社会の変化と地域の実情に応じた整備の実施	3
	（２）地域の個性を活かした美しいむらづくりの推進	5
	（３）自然環境保全・自然再生の取り組み	6
	（４）資源循環型社会（バイオマスニッポン）の実現について	7
	（５）市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた力強い地域づくりの支援	8
4	農村生活環境整備の制度見直しと事業の効率化について	
	（１）国庫補助負担事業の改革の取り組み	9
	（２）地方分権における農村生活環境整備の取り扱い	10
	（３）農村整備事業の効率的実施のための制度の見直しについて	11

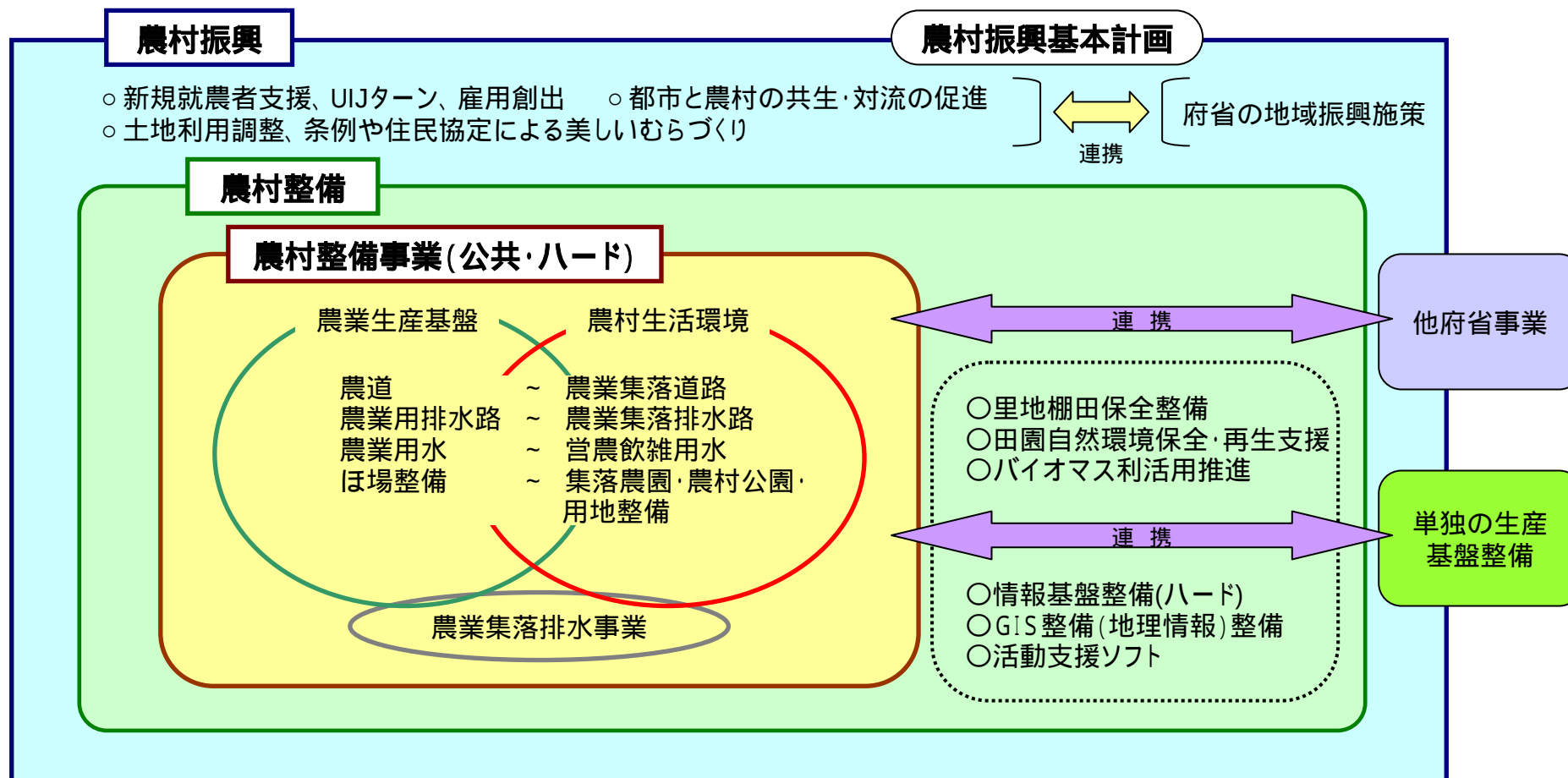
1. 農村振興の概念と農村整備事業の役割

- 食料・農業・農村基本法第34条において、「国は農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進する」とされている。
- 農村の総合的な振興を進めるため、市町村等ごとに策定される「農村振興基本計画」に基づき、関係府省の施策と有機的連携を図りつつ、農村整備事業が実施されている。

○ 食料・農業・農村基本法第34条

「国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。」

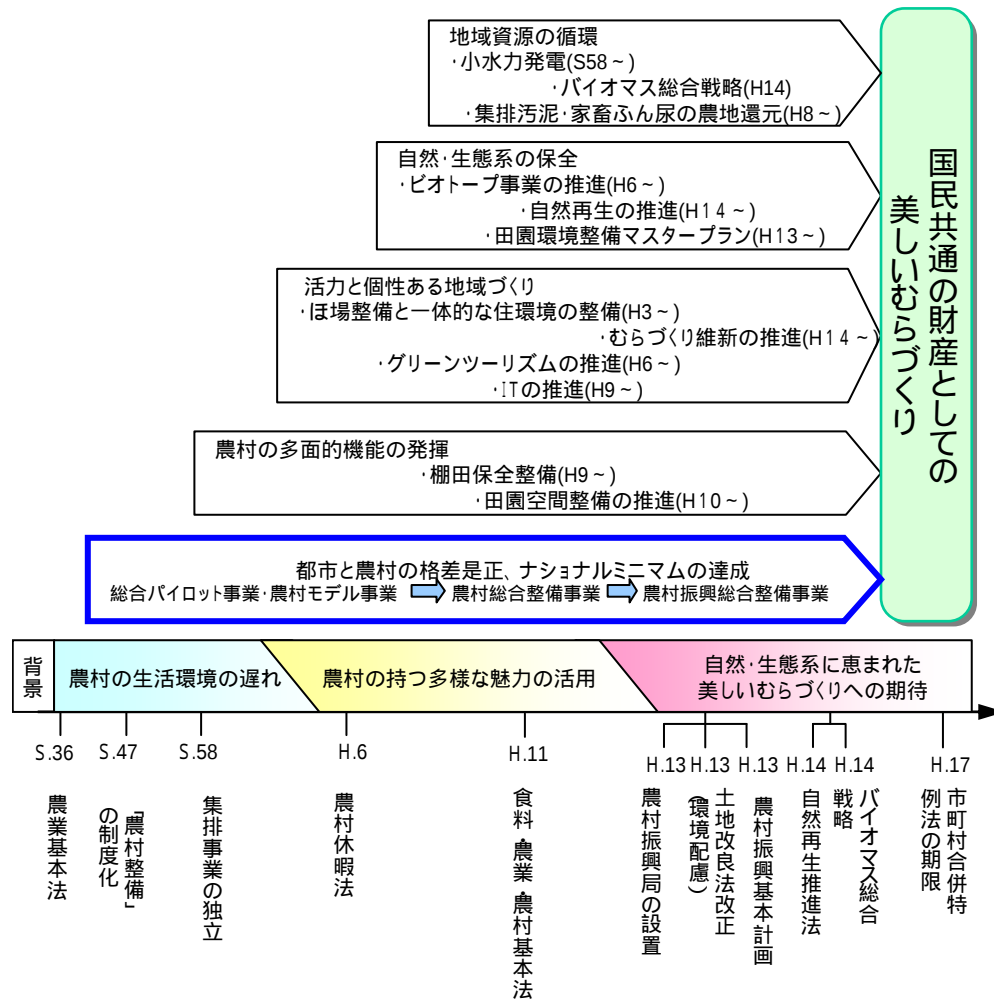
○ 農村整備事業の役割



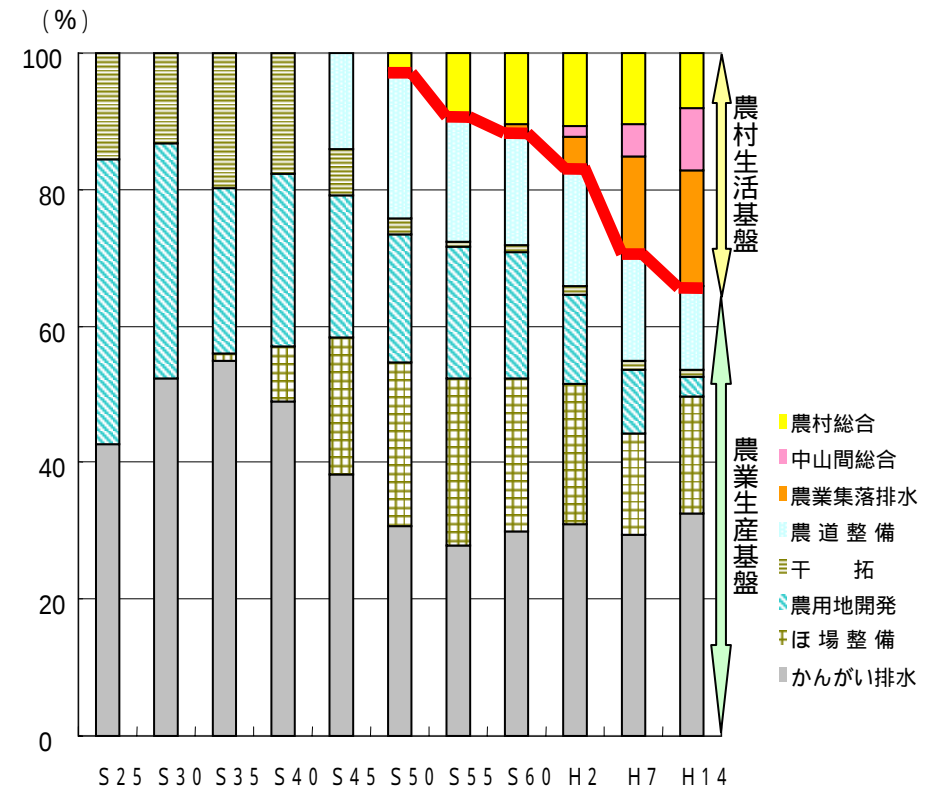
2. 農村整備事業の理念の変遷と実績

- 農村整備事業は、都市と農村の生活環境の格差を背景として、農業の振興と農村の定住条件の改善を目的に始められた。その後、多面的機能の発揮や自然・生態系の保全などの観点を加え、さらに近年は、農村の持つ様々な魅力を活かした都市との共生・対流や、自然・生態系への配慮など「国民共通の財産としての美しいむらづくり」を目標とした事業への転換が図られている。

○ 農村整備の理念の変遷



○ 農業農村整備事業の変遷(事業別シェア)



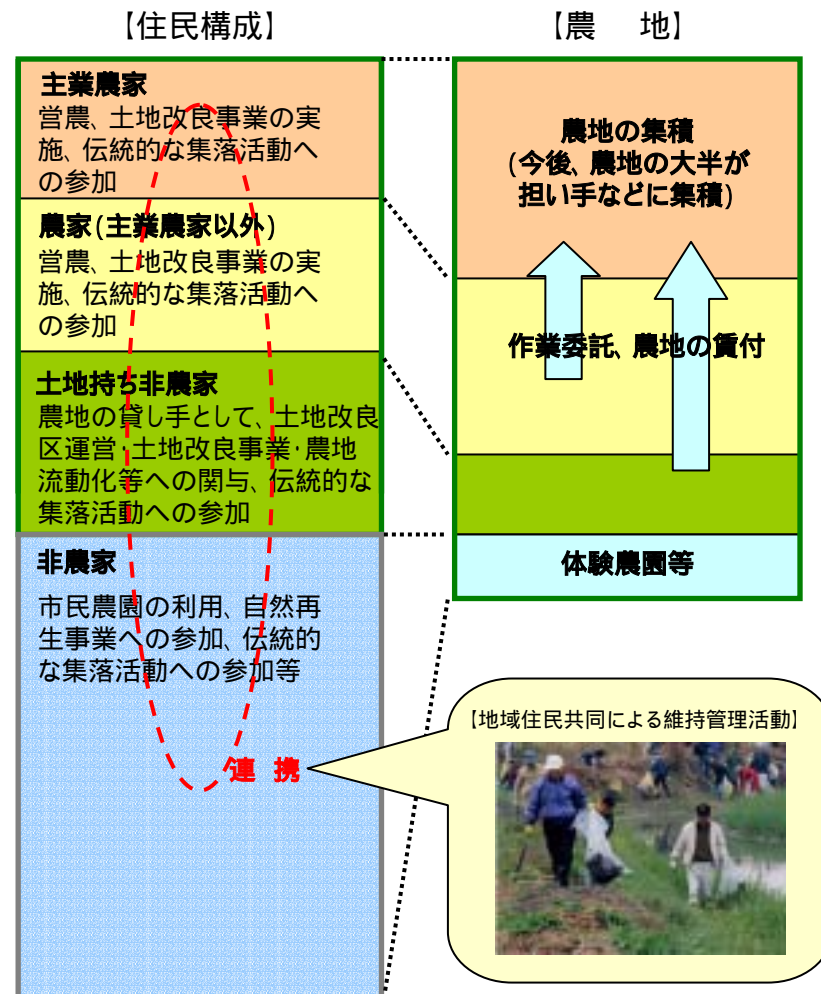
資料: 農村振興局調べ

3. 農村整備事業の施策の展開方向

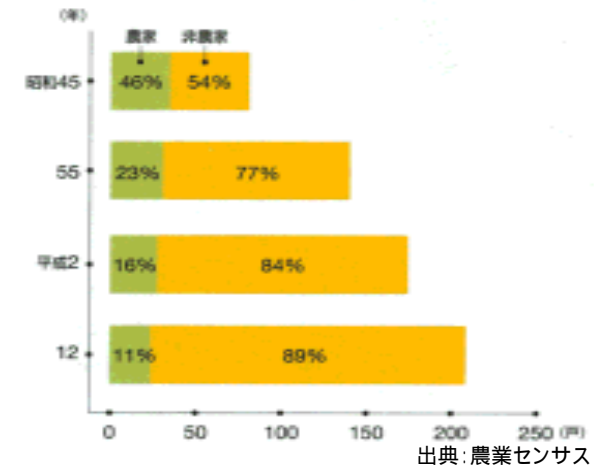
(1) 農業構造の改革に伴う農村社会の変化と地域の実情に応じた整備の実施

- 農村地域においては、農業構造の変化や混住化等の進展により、集落維持活動が衰退するとともに、農村整備に対するニーズが多様化している。
- このため、地域のニーズを的確に捉えるとともに、地域の特性や状況に応じた必要な整備が求められている。

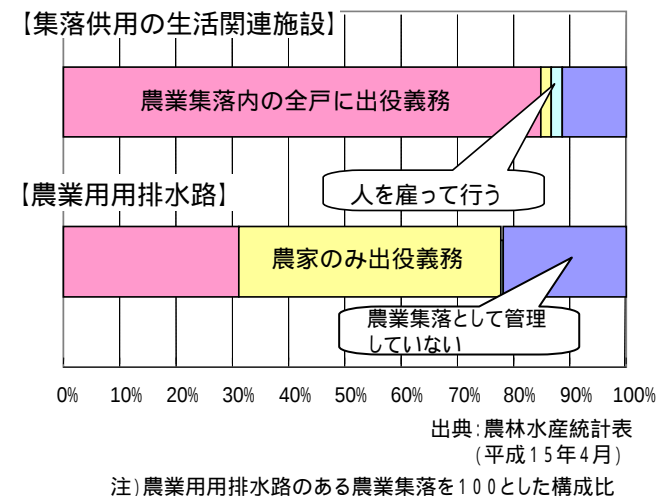
○ 農村の展望



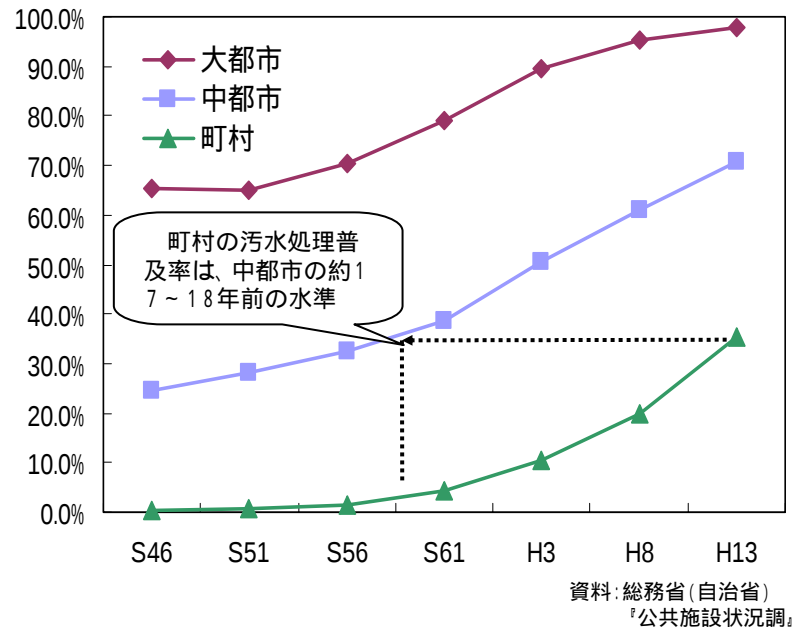
○ 1集落当たりの農家構成比



○ 集落における維持保全活動



○ 汚水処理施設普及率の推移

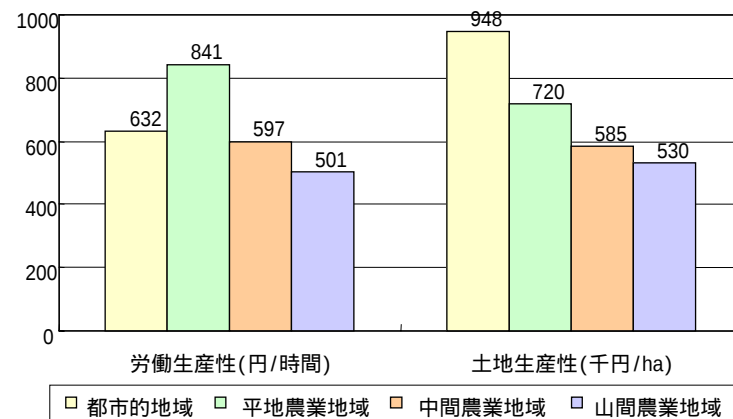


○ 地域の特性に応じた最適な整備



【わさび田にモノラックを整備】

○ 中山間地域における農業生産性

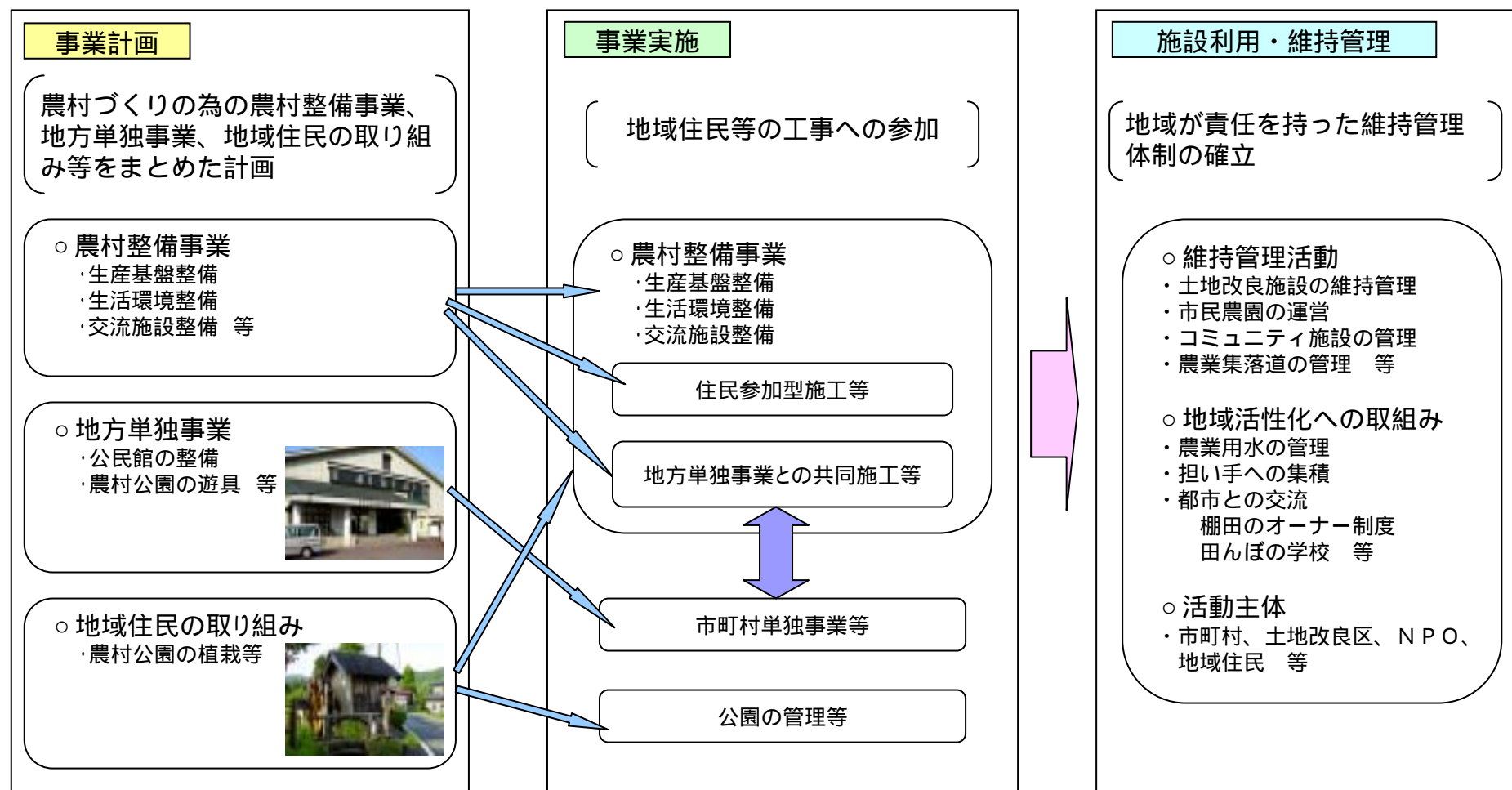


【農業用水を消雪用水として利用】

(2) 地域の個性を活かした美しいむらづくりの推進

- 農村地域は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、都市との共生・対流の場であることから、豊かな自然環境や美しい景観等、農村固有の魅力を活かすための整備を進めることが重要。
- その際、地域住民による集落維持活動の継続や新たな住民活動の取り組みが鍵となることから、住民参加型施工(直営施工)を導入するなどして、多様な主体の参画を促したり、住民や地方自治体などの能力向上を行いながら、地域づくりに取り組む仕組みを整えたりすることが、事業の効率的実施の観点から重要。

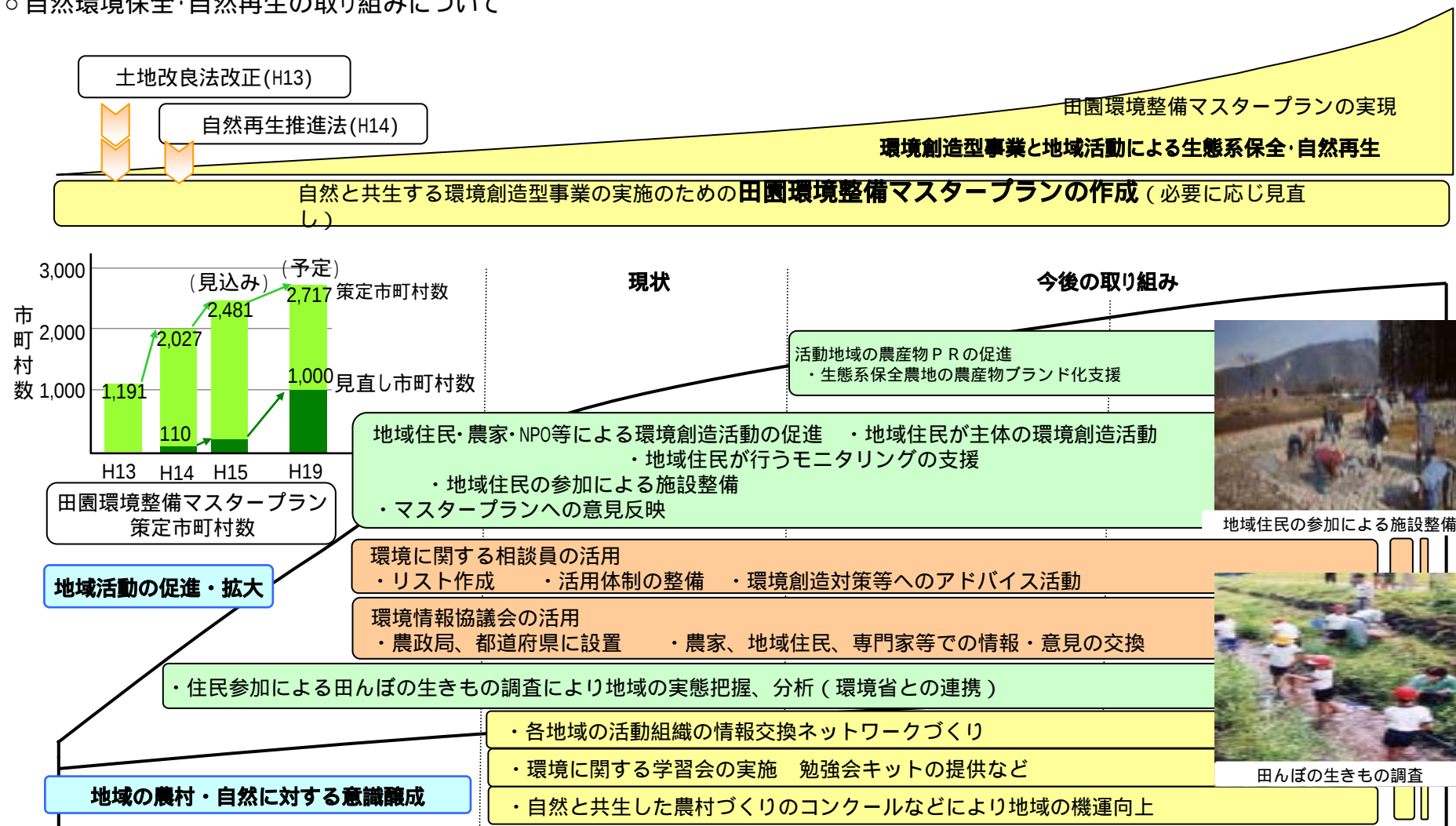
○ 美しいむらづくり推進の仕組み



(3) 自然環境保全・自然再生の取り組み

- 農村は、人間が自然と共生する中で生物の多様性を保ってきた地域であり、こうした自然環境の保全や再生を進めることは、農村整備事業を進めて行く上での大きな課題。
- このため、農村整備事業においては、市町村が地域住民等の参加の下で作成する田園環境整備マスタープランに基づいて、必要となる事業計画を作成し、計画立案から事業に際して地域の環境創造活動と連携を図ることが重要。

- 自然環境保全・自然再生の取り組みについて



(4) 資源循環型社会(バイオマスニッポン)の実現について

- 農村地域に多く存在するバイオマス(再生可能な有機性資源)の利活用は、資源循環型社会を形成するための基本であり、これからの農村振興の重要な要素である。このため、農村整備事業においても積極的にバイオマスの利活用を推進する必要がある。

- バイオマスの目的と展開方向について

バイオマスへの大きな期待

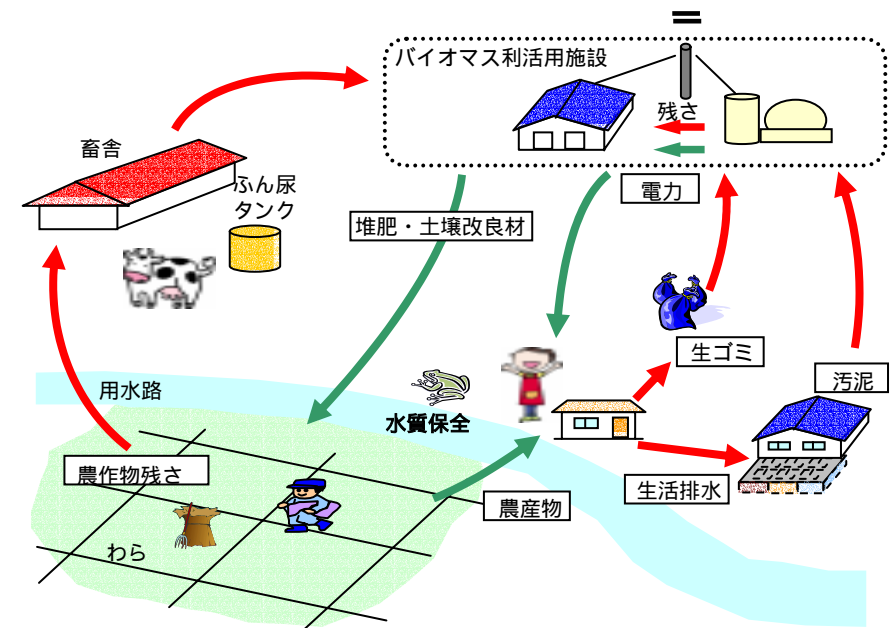
- 地球温暖化の防止
- 循環型社会の形成
- 競争力ある戦略的産業の育成
- 農林漁業、農山漁村の活性化

バイオマス利活用フロンティア事業

- バイオマス利活用計画の策定
- 利活用システムの構築
- 全国の実証モデルとなる新技術等を活用した利活用施設の整備 等

バイオマス・ニッポン総合戦略

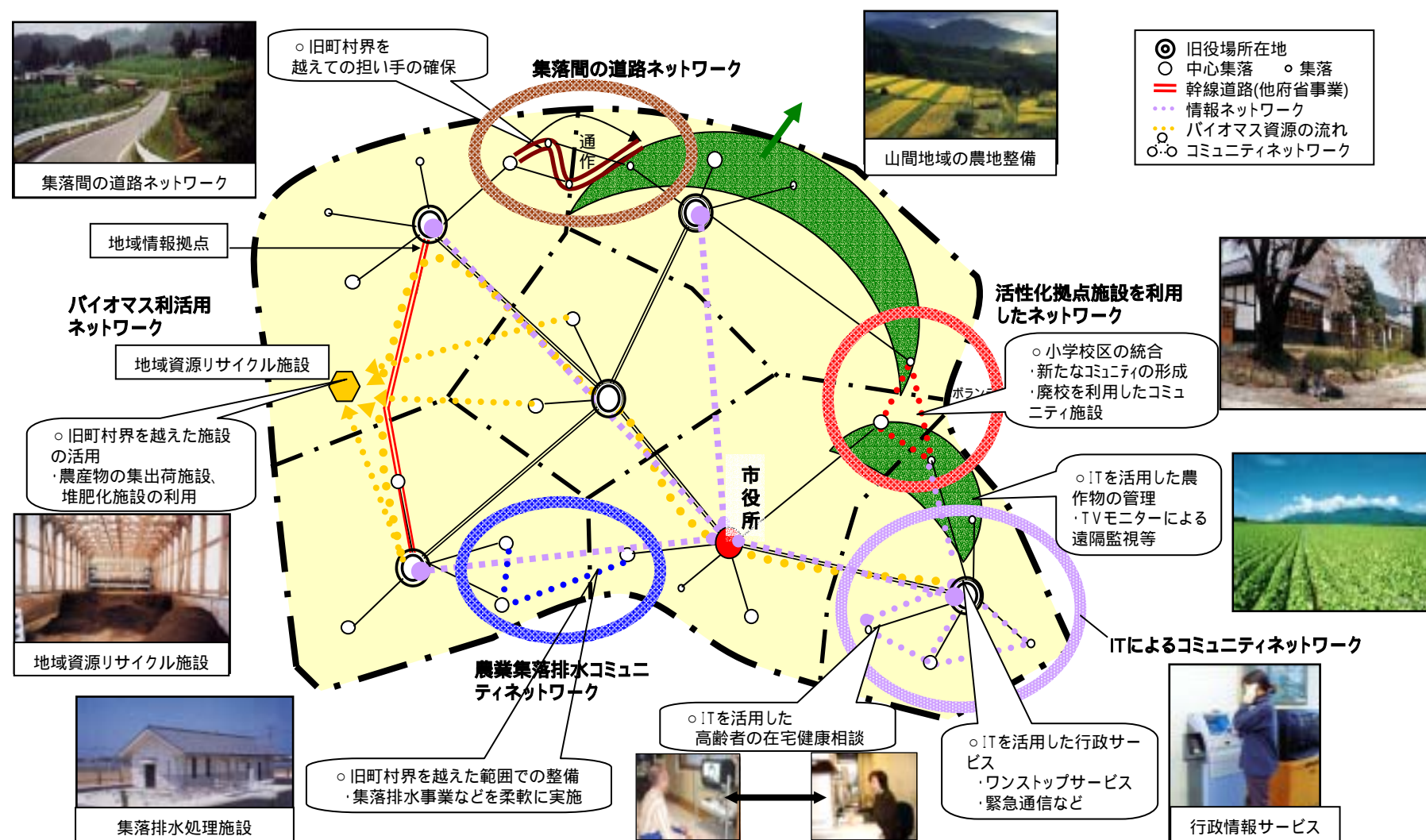
- 具体的目標を設定(2010年目標)
 - ・ 廃棄物系バイオマス(家畜排せつ物等)を炭素量換算で80%以上利活用
 - ・ 未利用バイオマス(林地残材等)を炭素量換算で25%以上利活用 等
- 実現に向けた基本的戦略
 - ・ 国民的理解の醸成
 - ・ システム全体の設計
 - ・ 生産、収集、輸送、変換の各段階における経済性の向上 等



(5) 市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた力強い地域づくりの支援

- 市町村合併の進展により行政区域が広域化することから、人・もの・情報が行き交う集落間のネットワークの強化や集落機能の維持強化を通じた力強い地域づくりが必要。

- 市町村合併に向けた新たなコミュニティづくり



4. 農村生活環境整備の制度見直しと事業の効率化について

(1) 国庫補助負担事業の改革の取り組み

- 農業農村整備事業では、これまでも事業の廃止や統合補助金化の推進など、地方分権に向けての取り組みを着実にやってきたところである。また、H15年度には農村整備に関する総合補助事業の創設により、地元ニーズに密着した市町村事業の効率的実施を推進。

○ 補助事業の統合補助金化

○ 平成12年

第2次地方分権推進計画を踏まえ、統合補助金化

- ・農村総合整備統合補助事業(団体営)
- ・集落地域整備統合補助事業(団体営)



○ 平成13年

第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、統合補助金化

- ・農村振興総合整備統合補助事業(団体営)
- ・農業集落排水統合補助事業(処理人口500人以下)



○ 平成14年

以下の拡充・運用改善

- ・農業集落排水統合補助事業(処理人口要件の撤廃)
- ・ヒアリングの廃止、提出書類数の削減等の運用改善



○ 平成15年

総合補助事業の創設

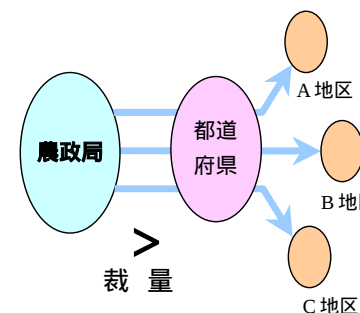
一括して市町村に補助金を交付し、市町村の裁量により事業毎の地区別予算を配分することができる「むらづくり総合整備事業」を創設

県市町村の裁量の拡大

< 統合補助金の概要 >

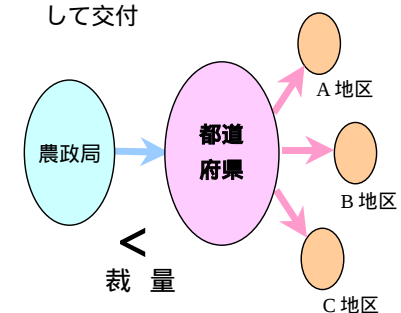
【一般の補助事業】

- 国が地区毎に補助金を交付



【統合補助事業】

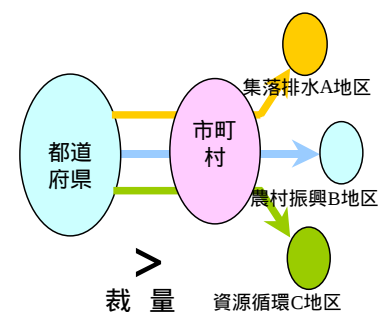
- 国が都道府県毎に補助金を一括して交付



< 総合補助金の概要 >

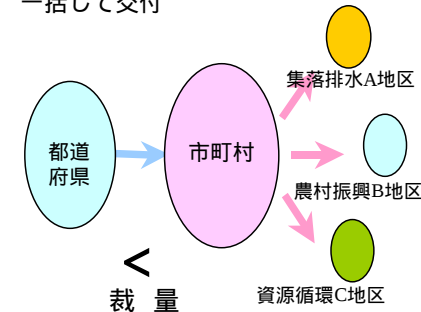
【一般の総合補助事業】

- 都道府県が地区毎に補助金を交付



【総合補助事業】

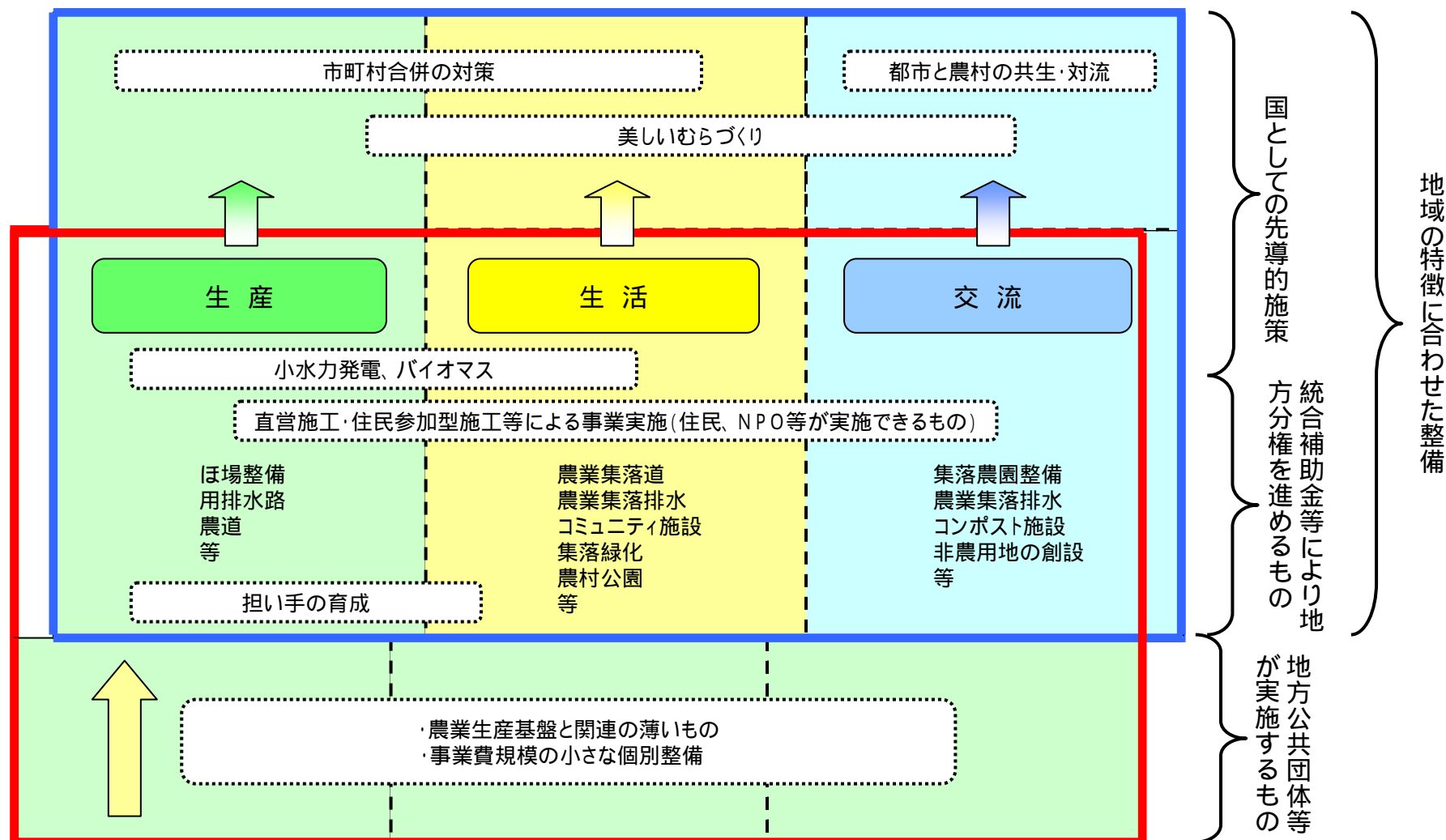
- 都道府県が市町村毎に補助金を一括して交付



(2) 地方分権における農村生活環境整備の取り扱い

- 平成14年11月1日の経済財政諮問会議において、農林水産省として「農村生活環境の整備については、農業生産基盤の整備と、関連するものに重点化する」と方針を示しており、農村整備事業の一層の効率的実施を図る観点と併せ、農村整備事業における農村生活環境整備のあり方を見直しをすることとしている。

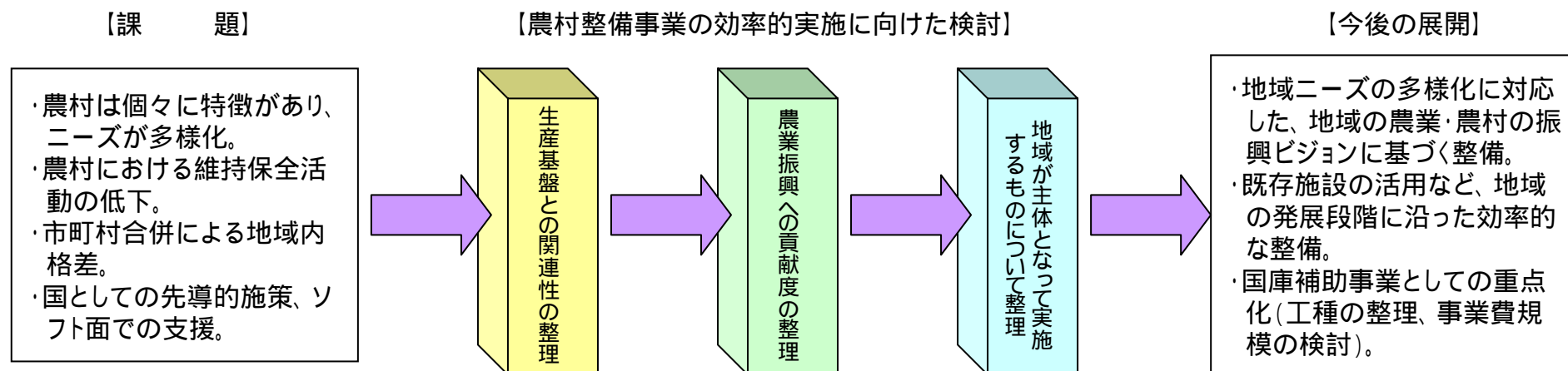
○農村整備事業の新たな展開方向



(3) 農村整備事業の効率的実施のための制度の見直しについて

- 農村整備事業においては、地方の自主性が発揮され、真に必要な整備が出来るよう制度や工種の見直しを行う必要がある。
- これらを検討するに当たり、地域の整備の経緯や歴史、すなわち、それぞれの時代に取り組んできた事業の積み重ねを踏まえて、地域振興の全体ビジョンの中で事業の検討を行うべきである。

○ 農村整備事業の検討



○ 中伊豆町における事業の変遷に見る事業の積み重ね

